平成２７年（フ）第５１号
堺市南区宮山台１丁６番11―304号
債務者　是枝　健二
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪尾　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０１５号
札幌市東区北12条東12丁目３番６号　ドエル北12―８号
債務者　渡部　克起
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　竜司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１号
秋田県能代市扇田字獺野３番地
債務者　柴田　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２号
秋田県能代市扇田字獺野３番地
債務者　柴田　洋紀
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１７号
新潟県阿賀野市安野町16番４号　Ｓａｔｏハイツ101号
債務者　渡邉　賢治
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３９５号
沖縄県豊見城市字高嶺610番地48　南分譲Ｋ―21
債務者　山内　　章
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　明弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市大成町１丁目９番１―1010号
債務者　佐藤　涼介
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５４７号
東京都葛飾区堀切５丁目８―１
債務者　相葉　　浩
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６９号
東京都荒川区西尾久１丁目13―10―702
債務者　岩上　　豊
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８０号
埼玉県春日部市西金野井583―２
債務者　原田　福良
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０１号
千葉県船橋市習志野台１丁目26―７―204
債務者　遠山　　薫（旧姓内田・打越）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０２号
千葉県市原市君塚４丁目２―３―103
債務者　倉前　真美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向西２―１―214
債務者　佐川　美保
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０４号
東京都練馬区氷川台３丁目18―17―303
債務者　荒木　瑞恵（旧姓安倍）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０５号
東京都江戸川区平井７丁目３－２―1013
債務者　大元　康子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０６号
埼玉県行田市大字長野917―59
債務者　菊池　智枝（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部